

## 改正フロン排出抑制法に関する説明会の周知に関するお願い

環境省  
経済産業省

フロン類の排出抑制は、オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から極めて重要な課題です。しかしながら、業務用冷凍空調機器の廃棄時に残存する冷媒フロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷しており、直近でも4割程度に止まっています。

そうした状況を受けて、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）が改正され、機器ユーザーのフロン回収義務違反に係る直接罰の導入、建物解体時の取組の強化、フロン回収が確認できない廃棄機器の引取禁止など、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実にされるための仕組みが、令和2年4月1日より導入されました。

今年度は改正フロン排出抑制法における関係者の役割を解説するため、【第一種特定製品の管理者（事業者等）向け説明会】と、【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル事業者向け説明会】の2種類をオンラインにて開催します。詳細は「改正フロン排出抑制法に関する説明会のお知らせ」又は環境省HP「令和4年度 改正フロン排出抑制法に関する説明会の開催について」([https://www.env.go.jp/press/press\\_00668.html](https://www.env.go.jp/press/press_00668.html))をご確認ください。

フロン排出抑制法については、下記ホームページも併せてご確認ください。

- フロン排出抑制法ポータルサイト

<https://www.env.go.jp/earth/furon/>

- 環境省\_フロン排出抑制法

<https://www.env.go.jp/earth/earth/24.html>

- 経済産業省 オゾン層保護・温暖化対策

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/ozone/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html)

### ●改正フロン排出抑制法に関する説明会に係るお問合せ先

○改正フロン排出抑制法に関する説明会 事務局  
エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社  
サステナビリティ事業部内

メール：[info-Fln-int@ml.mri-ra.co.jp](mailto:info-Fln-int@ml.mri-ra.co.jp)  
TEL：03-6858-3134（土日祝を除く 9:30～12:00, 13:00～17:30）

### ●フロン排出抑制法に関するお問合せ先

○フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク  
エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社  
サステナビリティ事業部内

メール：[furon-helpdesk@mri.co.jp](mailto:furon-helpdesk@mri.co.jp)  
TEL：03-6858-3134（土日祝を除く 9:30～12:00, 13:00～17:30）

○環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL：0570-055-520

○経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL：03-3501-4724